

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

倉敷市長

公表日

令和5年3月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険に関する事務				
②事務の内容	<p>介護保険法に基づき、倉敷市介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付及び要介護認定等審査に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者に係る届出等に関する事務 2 被保険者証等に関する事務 3 市町村特別給付の支給に関する事務 4 要介護認定等に関する事務 5 要支援認定等に関する事務 6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請等に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例等に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 保険料の賦課徴収に関する事務 				
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満				
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム					
システム1					
①システムの名称	介護保険システム				
②システムの機能	倉敷市介護保険被保険者の資格、保険料の賦課徴収、保険給付及び要介護認定等審査に関する情報を管理する機能				
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (岡山県国民健康保険団体連合会システム)</p>				
システム2～5					
システム2					
①システムの名称	団体内統合宛名システム				
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能。 				

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="radio"/> その他（中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
システム4	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 ファイル連携機能 各業務システム間の庁内連携のための機能である。 連携対象のデータや連携元のシステム及び連携先のシステムをあらかじめ設定しておくことで、設定されている情報以外の情報は連携されない仕組みとなっている。 2 参照用住記データベース機能 既存住記システムから日次で連携される住民異動情報により更新される。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム 戸籍システム, 年金システム, 税コンビニ交付システム 国民健康保険システム, 介護保険システム, 後期高齢者医療制度システム <input type="checkbox"/> その他 (単県医療システム, 健康管理システム, 子ども子育て支援新制度システム) 保健福祉総合システム, 生活保護システム, 下水道維持普及台帳システム 下水道負担金管理システム
-------------	---

システム5

①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【申請者向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体担当者向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)

システム6～10

システム6

①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 申請データ受信機能 サービス検索・電子申請機能を介して住民の電子申請データを取得する機能。 2 宛番号特定機能 住基システムからシリアル番号情報を取得し、シリアル番号に対応する番号体系・宛番号を住基システムから取得したシリアル番号情報を基に設定する。 3 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、取得した電子申請データを連携する機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)

3. 特定個人情報ファイル名

介護保険関係情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項
--------	---------------------

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	介護保険課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者並びにその世帯員。
その必要性	番号法においては、別表第一項番68の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。対象となる事務は、[I 基本情報]-[1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務]-[②事務の内容]のとおり。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報: 対象者の資格・賦課徴収・給付・認定審査の基本情報として管理するために保有 3 業務関係情報 (1) 地方税関係情報: 賦課徴収・給付業務を行うために保有 (2) 医療保険関係情報: 給付・認定審査業務を行うために保有 (3) 生活保護・社会福祉関係情報: 資格・賦課徴収・給付業務を行うために保有 (4) 介護・高齢者福祉関係情報: 資格・給付・認定審査業務を行うために保有 (5) 年金関係情報: 賦課徴収・給付業務を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月
⑥事務担当部署	介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課, 市民税課, 国民健康保険課, 医療給付課, 生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療保険者、内閣総理大臣)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)	
③使用目的 ※	介護保険法, 介護保険に関する法令及びこれらに基づく条例による介護保険の資格・賦課徴収・給付・認定審査に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	介護保険課、健康長寿課、指導監査課、各支所国保介護課・介護保険担当の係
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	倉敷市介護保険被保険者の資格、保険料の賦課徴収、保険給付及び要介護認定等審査に関する事務に使用する。	
情報の突合	介護保険の資格・賦課徴収・給付・認定審査に関する事務を行うため、被保険者情報と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合させる。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	介護保険システムの運用保守業務	
①委託内容	介護保険システムの運用及び保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑥再委託事項	システムの運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (33) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	介護保険関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の加入者全員
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度

移転先1	庁内他部署(別紙2参照)	
①法令上の根拠	(別紙2参照)	
②移転先における用途	(別紙2参照)	
③移転する情報	介護保険関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の加入者全員	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		
-		

(別紙1) 特定個人情報の番号法別表第2の第1欄に掲げる者への提供

提供先 No.	提供先 (番号法別表第2の第1欄に掲げる者)	法令上の根拠 (番号法別表第2)	提供先における用途 (番号法別表第2の第2欄に掲げる事務)
1	厚生労働大臣	番号法別表第2の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表第2の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法別表第2の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法別表第2の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表第2の5の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	番号法別表第2の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表第2の8の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表第2の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	市町村長	番号法別表第2の17の項	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事	番号法別表第2の22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	番号法別表第2の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	社会福祉協議会	番号法別表第2の30の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第2の33の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	国家公務員共済組合	番号法別表第2の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第2の43の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の46の項	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	番号法別表第2の56の2の項	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの

19	地方公務員共済組合	番号法別表第2の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	番号法別表第2の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	市町村長	番号法別表第2の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	後期高齢者医療広域連合	番号法別表第2の81の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の83の項	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	都道府県知事等	番号法別表第2の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法別表第2の90の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	番号法別表第2の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第2の95の項	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第2の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事又は市町村長	番号法別表第2の109の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	厚生労働大臣	番号法別表第2の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	番号法別表第2の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2) 特定個人情報の移転

提供先 No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例	番号法別表第2の26の項の第二欄に掲げる事務 (生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
2	国民健康保険課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例	番号法別表第2の42の項の第二欄に掲げる事務 (国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
3	防災危機管理室	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例	番号法別表第2の56の2の項の第二欄に掲げる事務 (災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4	福祉援護課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例	番号法別表第2の61の項の第二欄に掲げる事務 (老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)
5	福祉援護課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例	番号法別表第2の62の項の第二欄に掲げる事務 (老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
6	生活福祉課	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例	番号法別表第2の87の項の第二欄に掲げる事務 (中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・口座情報
・国民健康保険情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・医療保険情報
・老人保健情報
・後期高齢者情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・住民日異動事由
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・老齢福祉年金情報
・生活保護情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・送付先情報
・特記事項情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・非住民日届出日
・非住民日異動日
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・連絡先情報
・送達記録情報

<資格>

・被保険者番号
・一号該当日
・境界層者情報

・資格異動日
・資格異動事由
・適用除外情報

・資格届出日
・被保険者区分
・負担割合情報

・資格取得日
・証発行情報

・資格喪失日
・施設入所情報

<認定>

・申請日
・申請者氏名
・調査実施場所
・調査委託事業者
・かかりつけ医
・診断命令書発行日
・審査予定日
・サービス種類変更有無
・認定有効開始日
・処分延期決定日
・訪問調査特記事項

・申請受理日
・申請者住所
・調査票回収予定日
・訪問調査員
・意見書作成医医療機関
・意見書作成日
・二次審査日
・認定取消日
・認定有効終了日
・処分延期通知書発行日
・主治医意見書情報

・申請区分
・申請者郵便番号
・調査委託日
・調査結果入手日
・意見書入手日
・審査会場
・サービス種類限定有無
・要介護認定理由
・サービス種類限定情報
・審査会意見情報

・申請理由
・申請者電話番号
・訪問調査日
・調査票番号
・意見書作成依頼日
・一次判定日
・合議体番号
・認定通知書通知日
・転入者管理情報
・生保2号被保険者情報

・申請者関係
・訪問調査希望日時
・訪問調査開始時刻
・かかりつけ医医療機関
・意見書依頼書発行日
・一次判定結果
・二次審査要介護区分
・要介護認定日
・処分延期事由
・訪問調査情報

<居宅>

・申請受付日
・居宅介護支援事業者

・届出日
・申請代理人

・居宅有効開始日
・給付管理票情報

・居宅有効終了日

・居宅サービス届出番号

<国保連>

・受給者異動情報
・給付実績情報

・共同処理用受給者異動情報
・給付実績明細情報
・過誤申立情報
・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月
・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・特定診療費情報
・事前相談情報

・申請書番号
・申請者事業者番号
・支払方法
・審査年月
・食事費用情報

・申請給付種類
・申請者氏名
・支払口座
・支給決定日
・福祉用具購入費情報

・申請日
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・支払金額
・住宅改修費情報

・受付日
・申請者住所
・保険請求額
・緊急時施設療養情報
・居宅サービス計画費情報

<高額>

・サービス提供年月
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・高額支給額
・老福の有無

・申請日
・申請者住所
・サービス費用額
・勸奨通知書作成日

・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・算定基準日

・申請者事業者
・支払方法
・算定基準額
・算定世帯コード

・申請者氏名
・支払口座
・支払済額
・所得区分

<減免>

・減額申請日
・申請者電話番号
・減額終了日
・特定標準負担額減額情報

・申請者との関係
・減額認定日
・減額結果通知書作成日
・訪問介護負担額減額情報

・申請者氏名
・減額結果通知書送付先
・一割負担減免情報
・特定入所者介護サービス情報

・申請者郵便番号
・減額
・旧措置者減免情報

・申請者住所
・減額開始日
・社会福祉法人減免情報

<制限>

・一時差止対象者情報
・控除適用情報
・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報
・高額合算支給決定情報
・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度
・所得段階

・徴収方法
・保険料額

・賦課期日
・減免情報

・賦課更正事由
・特徴年金情報

・賦課更正日
・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度
・納期限

・調定年度
・徴収方法

・期別
・期別保険料額

<収納>

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報

・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報

・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報

・期別
・収納日
・督促催告情報

・収納種別
・領収日
・滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないように、必要な情報のみを記載する様式とし、 unnecessaryな情報の入手の防止に努める。 ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、 unnecessaryな情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。 <p><サービス検索・電子申請機能></p> <p>(対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)</p> <p>マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。</p> <p>(必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)</p> <p>住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><宛名システム等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。 ・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。 <p><介護保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムには介護保険事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。 <p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能では申請情報に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 ・各ユーザは、2か月に1度、パスワードを変更している。
その他の措置の内容	—

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の複写又は複製の禁止 ・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏えいを防ぐための保管管理責任 ・必要に応じて委託先の視察・監査を行う 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・データ提供・移転先からの利用申請を求め、データ提供・移転元が法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの提供・移転を許可する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><本市における措置></p> <p>・介護保険システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで、不適切な方法での提供を防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

する重大事故が発生したか	
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】 <本市における措置> ①情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ②停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ③火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備え、定期的なバックアップを実施している。 ④入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能> ・接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。</p> <p>【技術的対策】 <本市における措置> ①ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。 ②ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><サービス検索・電子申請機能> ①接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3213
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	介護保険課 〒710-8565 倉敷市西中新田640 TEL086-426-3343
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月8日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 小野 英 樹	課長 林 邦昭	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95の項	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項	事後	根拠法令の改正による変更
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 林 邦昭	課長	事後	様式改正に伴う変更
令和2年3月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 及び (別紙1) 特定個人情報の番号法別表第2の第1欄に掲げる者への提供	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、119の項	【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項	事後	重要な変更にあたらなため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和2年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (29件)	[○] 提供を行っている (33件)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和2年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 情報提供ネットワークシステム	事後	重要な変更にあたらなため、事前の公表・提出が義務付けられない。(入手方法の追加)
令和2年3月19日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年11月10日	令和2年3月19日	事後	再評価による実施日修正
令和3年3月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	記載なし	共通基盤システム	事前	

令和3年3月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	記載なし	1 ファイル連携機能 各業務システム間の庁内連携のための機能である。連携対象のデータや連携元のシステム及び連携先のシステムをあらかじめ設定しておくことで、設定されている情報以外の情報は連携されない仕組みとなっている。 2 参照用住記データベース機能 既存住記システムから日次で連携される住民異動情報により更新される。	事前	
令和3年3月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	記載なし	[○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] 宛名システム等 [○] その他(戸籍システム, 年金システム, 税コンビニ交付システム, 国民健康保険システム, 介護保険システム, 後期高齢者医療制度システム, 単県医療システム, 健康管理システム, 子ども子育て支援新制度システム, 保健福祉総合システム, 生活保護システム, 下水道維持普及台帳システム, 下水道負担金管理システム)	事前	
令和3年3月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	記載なし	電子申請システム	事前	
令和3年3月22日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	【申請者向け機能】 自らが受けることができるサービスをインターネット経由で申請できる機能 【地方公共団体担当者向け機能】 住民が電子申請を行った申請データを地方公共団体が受領する機能	事前	

<p>令和3年3月22日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>	<p><本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><電子申請システムにおける措置> 電子申請システムにおけるデータは、庁外のデータセンターで保管される。データセンターにおいては、物理的な情報セキュリティ対策(災害や侵入対策等)及び技術的な情報セキュリティ対策(不正アクセス防止措置や通信の暗号化等)を実施している。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和3年3月22日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p>・個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないように、必要な情報のみを記載する様式とし、不要な情報の入手の防止に努める。 ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、不要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</p>	<p><介護保険システムにおける措置> ・個人番号カード又は個人番号通知カードと身分証明書等による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を誤って記載することがないように、必要な情報のみを記載する様式とし、不要な情報の入手の防止に努める。 ・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や、不要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</p> <p><電子申請システムにおける措置> 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ・申請者 → 電子申請システム 申請者は、電子申請システムを利用する際に利用者登録と署名用電子証明書(個人番号カードによる公的個人認証)の登録が必要である。そのため、登録者以外からは電子申請は受け付けない。 ・地方公共団体 → 電子申請システム 地方公共団体がデータ受領する際は、アクセス制御されたシステムでデータ受領しているため、対象者以外の情報は入手できない。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 申請者は、予め定められた様式でしか電子申請できないよう電子申請システムで制御しているため、必要な情報以外は入手できない。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和3年3月22日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><宛名システム等における措置> ・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。 ・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。</p> <p><介護保険システムにおける措置> ・介護保険システムには介護保険事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要な情報との紐付けが行われない制御を行っている。</p>	<p><宛名システム等における措置> ・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。 ・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。</p> <p><介護保険システムにおける措置> ・介護保険システムには介護保険事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要な情報との紐付けが行われない制御を行っている。</p> <p><電子申請システムにおける措置> ・電子申請システムには申請情報に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要な情報との紐付けが行われない制御を行っている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和3年3月22日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 (本文中の(※2)にかかる部分)</p>	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらなため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)</p>

令和3年3月22日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 その他の措置の内容 【物理的対策】に係る部分)	【物理的対策】 ＜本市における措置＞ ・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。 ・入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【物理的対策】 ＜本市における措置＞ ①情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。 ②停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。 ③火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備え、定期的なバックアップを実施している。 ④入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜電子申請システムにおける措置＞ ①データセンターの物理的な情報セキュリティ対策(災害や侵入等)を実施している。 ②データの定期的なバックアップを実施している。 ③ハードウェア機器の冗長化などの障害対策を実施している。	事前	
令和3年3月22日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 その他の措置の内容 【技術的対策】に係る部分)	【技術的対策】 ＜本市における措置＞ ・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。 ・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【技術的対策】 ＜本市における措置＞ ①ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。 ②ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜電子申請システムにおける措置＞ ①仮想サーバ等のホスト側OS、ソフトウェア、アプリケーションにおける脆弱性の判定と対策を実施している。 ②不正アクセスの防止措置を実施している。 ③アクセスログの管理を実施している。 ④通信の暗号化を実施している。	事前	
令和3年3月22日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年3月19日	令和3年3月15日	事後	再評価による実施日修正
令和4年3月23日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の93、94の項 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の93、94の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項	事後	重要な変更にあつたため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和4年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] その他(医療保険者)	[○] その他(医療保険者、内閣総理大臣)	事前	
令和4年3月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び別表第2(別紙1参照)	事後	重要な変更にあつたため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和4年3月23日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 (本文中の(※2)にかかる部分)	(※2)番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更にあつたため、事前の公表・提出が義務付けられない。(法令改正等による変更)
令和4年3月23日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月15日	令和4年3月22日	事後	再評価による実施日修正

令和5年3月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	電子申請システム	サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	【申請者向け機能】 自らが受けることができるサービスをインターネット経由で申請できる機能 【地方公共団体担当者向け機能】 住民が電子申請を行った申請データを地方公共団体が受領する機能	【申請者向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体担当者向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	
令和5年3月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他システムとの接続	記載なし	[O] その他(申請管理システム)	事前	
令和5年3月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	申請管理システム	事前	
令和5年3月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	1 申請データ受信機能 サービス検索・電子申請機能を介して住民の電子申請データを取得する機能。 2 宛名番号特定機能 住基システムからシリアル番号情報を取得し、シリアル番号に対応する番号体系・宛名番号を住基システムから取得したシリアル番号情報を基に設定する。 3 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、取得した電子申請データを連携する機能。	事前	
令和5年3月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他システムとの接続	記載なし	[O] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和5年3月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	記載なし	[O] その他(サービス検索・電子申請機能)	事前	
令和5年3月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><電子申請システムにおける措置> 電子申請システムにおけるデータは、庁外のデータセンターで保管される。データセンターにおいては、物理的な情報セキュリティ対策(災害や侵入対策等)及び技術的な情報セキュリティ対策(不正アクセス防止措置や通信の暗号化等)を実施している。</p>	<p><本市における措置> セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバー室に設置したサーバー内で保管。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事前	

令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<p><電子申請システムにおける措置> 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者 → 電子申請システム 申請者は、電子申請システムを利用する際に利用者登録と署名用電子証明書(個人番号カードによる公的個人認証)の登録が必要である。そのため、登録者以外からは電子申請は受け付けない。 ・地方公共団体 → 電子申請システム 地方公共団体がデータ受領する際は、アクセス制御されたシステムでデータ受領しているため、対象者以外の情報は入手できない。 <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 申請者は、予め定められた様式でしか電子申請できないよう電子申請システムで制御しているため、必要な情報以外は入手できない。</p>	<p><サービス検索・電子申請機能> (対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容) マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 (必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容) 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事前	
令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対する措置の内容	<p><電子申請システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システムには申請情報に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。 	<p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能では申請情報に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。 	事前	
令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 その他の措置の内容 (【物理的対策】に係る部分)	<p><電子申請システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①データセンターの物理的な情報セキュリティ対策(災害や侵入等)を実施している。 ②データの定期的なバックアップを実施している。 ③ハードウェア機器の冗長化などの障害対策を実施している。 	<p><サービス検索・電子申請機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 	事前	
令和5年3月13日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報情報の保管・消去 その他の措置の内容 (【技術的対策】に係る部分)	<p><電子申請システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①仮想サーバ等のホスト側OS、ソフトウェア、アプリケーションにおける脆弱性の判定と対策を実施している。 ②不正アクセスの防止措置を実施している。 ③アクセスログの管理を実施している。 ④通信の暗号化を実施している。 	<p><サービス検索・電子申請機能></p> <ol style="list-style-type: none"> ①接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ②サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 	事前	
令和5年3月13日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年3月22日	令和5年3月8日	事前	再評価による実施日修正